

保安運動「保護具整備・着用励行月間」実施要領

平成24年10月
沖縄鉦山保安対策委員会

1. 期 間

平成24年11月1日～11月30日までの1ヶ月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉦山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉦山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、保護具類の点検整備を行うとともに、その着用励行に努めることにより、危害防止に資することを目的とする。

3. 各鉦山の実施事項

(1) 保安委員会（保安会議・グループ会議）等の開催

鉦業権者、保安統括者（保安管理者）が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉦山労働者全員にその周知徹底を図る。

(2) 保護具の着用、点検の励行

鉦業権者、保安統括者（保安管理者）、鉦山労働者等による調査班を編成し、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を検討するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

また、必要に応じ、保安規程の関係箇所の実施状況についても確認することとする。

① 保護具（防じんマスク、保安帽、保安靴など）の整備、充足状況の確認

② 保護具の着用励行

- ・ 粉じんの飛散する作業場では防じんマスク着用励行
- ・ 騒音の著しい作業場では耳栓の使用
- ・ 溶接作業場では、防じんマスク及び保護めがねの着用励行
- ・ 高所作業での腰綱の着用励行
- ・ 発破作業で静電気による暴発防止のため、静電気帯電防止靴、帯電防止作業服等の使用促進

4. 各地区鉦山保安対策委員会の実施事項

各地区の委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉦山を巡視して相互に啓発しあう。また、可能な地区ではビデオ上映等を行う。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び保護具整備リストを鉦山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援をする。